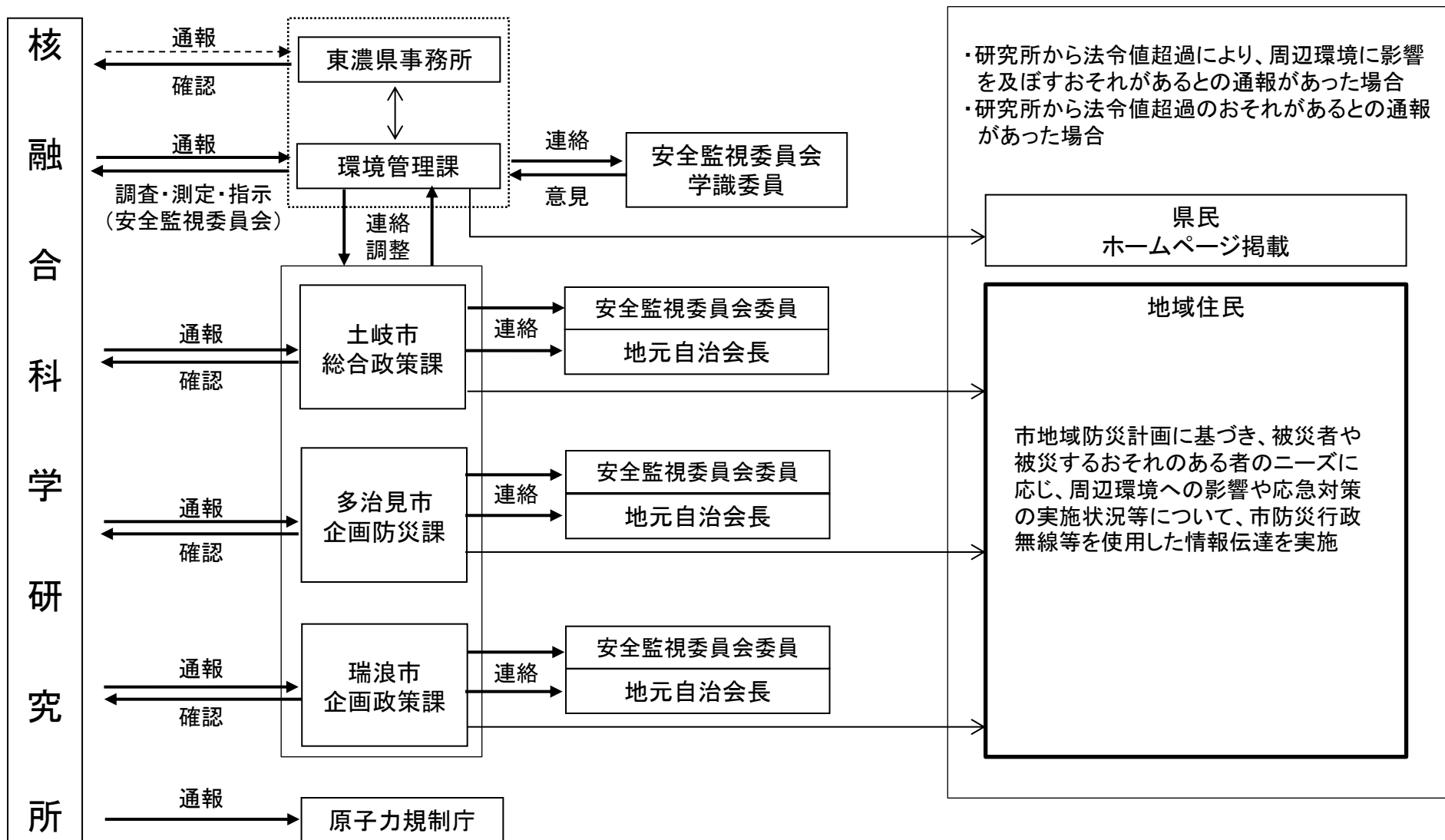


# 事故等発生時の県・市・委員会の 体制について

# 緊急通報及び遅滞なく連絡する事項に関する伝達系統

通報手段は電話により県3市に連絡することを基本とする。  
 ※次ページの通報の分類に従って、その状況を報告する。



# 通報の分類と県3市の対応

## 通報の分類

■安全管理計画で定める緊急通報事項	態様
① 火災等の事故	ア ③④⑤の法令値超過のおそれがある場合
	イ 放射性物質の漏洩による周辺環境への影響がない場合
② トリチウム含有水(排水に係る法令値超過)が施設内に漏洩して放射線障害のおそれがある場合	ア ③④⑤の法令値超過のおそれがある場合
	イ 放射性物質の漏洩による周辺環境への影響がない場合
③ 敷地境界の年間線量(法令値超過)	法令値の超過
④ トリチウム、アルゴン41排気(法令値超過)	
⑤ トリチウム含有水の排水(法令値超過)	
⑥ 地震等その他周辺環境に影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、重水素実験を停止したとき	ア ③④⑤の法令値超過のおそれがある場合
	イ 放射性物質の漏洩による周辺環境への影響がない場合
■安全管理計画で定める遅滞なく連絡する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所管理値の超過</li> <li>・トリチウム含有水が施設内に漏洩</li> <li>・災害で実験を停止、実験再開には主要機器の修理等が必要なとき</li> </ul>



## 対応

県3市	3市	県
現地確認の実施 安全監視委員会委員及び地元自治会長への連絡	地域住民へ周知	HPなどで公表
	/	/
	地域住民へ周知	HPなどで公表
	/	/
	地域住民へ周知	HPなどで公表
	/	/
/	/	(HPなどで公表)

# 研究所から県、3市への通報体制

## <通報方法>

### ・執務時間内

- 固定電話可 → 電話
- 固定電話不可 → 衛星(電話)
- 電話不可 → 庁舎へ派遣

### ・執務時間外

- 固定電話可 → 電話
- 固定電話不可 → 衛星(電話)
- 電話不可 → 庁舎へ派遣

## <通報内容>

### ・通報区分

- ・異常発生(確認)日時
- ・具体的な場所の名称
- ・管理区域区分
- ・状況の概要

- ①施設・設備の異常、故障の有無
- ②被ばくの有無
- ③汚染の有無
- ④放射性物質の漏えいの有無
- ⑤人身事故の有無
- ⑥火災の有無
- ⑦爆発の可能性の有無
- ⑧危険時の措置の有無

### ・事案の具体的な内容

## <参考>

### 核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書(平成25年3月28日)

第7条 研究所は、災害及び事故の防止のために必要な整備をし、防災体制の強化を図るとともに、県3市と研究所が協議の上県3市が行う防災対策にも積極的に協力するものとする。

### 核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書(平成25年3月28日)

- 3 研究所は、協定書第7条に定める災害及び事故の防止に関し、研究所が定める安全管理計画に基づき、必要な設備の整備、通報体制等の確立及び教育・訓練を行うとともに、その状況について年1回及び変更が生じた際に、安全監視委員会に報告するものとする。
- 4 研究所は、大規模災害・事故が発生した場合、安全管理計画に基づき適切に対応するとともに、その状況について安全監視委員会が行う調査その他の必要な事項に最大限の協力を行うものとする。